

関係府省庁におけるアルコール関連施策の概要

資料5-1

ページ	府省庁名	施策・事業	内 容	平成26年度 予 算 額	平成27年度 概算要求額
				百万円	百万円
1 教育の振興等					
1	内閣府	アルコール健康障害対策理解促進経費口	<p>アルコール関連問題に関する国民の関心と理解を深めるため、アルコール関連問題の啓発事業を行う。</p> <p>また、27年度よりアルコール健康障害対策推進基本計画の案に関する都道府県向け説明会等を開催することとしている。</p>	7.4	10.8
12	文部科学省	児童生徒の心と体を守るための啓発教材の作成	<p>児童生徒に対し、喫煙や飲酒、薬物乱用や性感染症が自らの健康に与える影響について十分に認識させ、自分の健康は自分で守るという意識の啓発を図るため、啓発教材を作成・配布する。</p>	—	—
21	文部科学省	薬物乱用防止教育等推進事業	<p>学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、大学生等啓発用リーフレットの作成等の啓発事業を行う。</p> <p>また、27年度より喫煙・飲酒に関する教育の啓発強化のため、教職員等を対象としたシンポジウムを開催する。（一部新規）</p>	—	—
—	文部科学省	学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供	<p>独立行政法人日本学生支援機構と連携し、アルコール関連問題（学生の飲酒等）を含む学生支援の取組状況等について、情報の収集・分析・提供等を行い、各大学等における取組を促進する。</p>	—	—
25	厚生労働省	健康日本21(第二次)推進費	<p>「健康日本21（第二次）」を国民運動として普及推進するために、広く国民、健康関連団体等の参加を得て、シンポジウムを開催し、健康づくりに関する情報交換や交流の場とするとともに、具体的な取組の進め方に関する情報を発信する。</p>	—	—

ページ	府省庁名	施策・事業	内容	平成26年度 予算額	平成27年度 概算要求額
2 不適切な飲酒の誘引の防止					
5	国 税 庁	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（国税庁告示）において、酒類の容器・包装及び陳列場所に所要の表示を義務付けている。	-	-
5	国 税 庁	酒類販売管理者の選任	酒類販売場ごとに「酒類販売管理者」の選任を義務付け、「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」をはじめとした酒類の販売業務に関する法令の規定を遵守するよう指導・助言を行わせることとしている。	-	-
5	国 税 庁	酒類販売管理調査の実施	「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」の遵守状況、酒類販売管理者の選任状況などを確認するため、酒類小売販売場の調査を実施している（表示基準の遵守状況等については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集に努めている。）。	20.2 <small>（酒類販売管理 協力員の委嘱に 関する経費）</small>	20.2 <small>（酒類販売管理 協力員の委嘱に 関する経費）</small>
5	国 税 庁	酒類自動販売機の撤去等	酒類販売業者に対して、酒類の自動販売機の撤去等を指導している。	-	-
5	国 税 庁	広報啓発活動 酒類業界の自主的な取組に対する支援	「未成年者飲酒防止強調月間」を設け、関係府省庁及び各業界団体と連携して、ポスター等の作成・配付等の全国的な広報啓発活動を行っている。また、業界団体が実施している未成年者飲酒防止に係る広報啓発活動を支援している。	2.1	2.1
5	国 税 庁	アルコール関連問題啓発週間における取組	関係団体に対して、アルコール関連問題の広報啓発を図るよう依頼している。	-	-
43	警 察 庁	未成年者飲酒禁止法に基づく取締り	各都道府県警察において、未成年者が飲酒することを知りながら酒類を販売等した営業者に対する取締りを行っている。	-	-

ページ	府省庁名	施策・事業	内容	平成26年度 予算額	平成27年度 概算要求額
3 健康診断及び保健指導					
29	厚生労働省	健康増進事業費補助金	壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を図るため、市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査等の事業に対し、国庫補助を行う。	-	-
4 アルコール健康障害に係る医療の充実等					
40	厚生労働省	依存症拠点機関設置運営事業	依存症の治療及び回復を目的として、依存症の治療を行っている精神科医療機関のうち、5箇所を「依存症治療拠点機関」として指定し、関係機関や依存症者家族との連携・調整等を試行的に実施する。	11.7	11.8
-	厚生労働省	依存症者に対する治療・回復プログラムの普及促進事業	依存症者に対し、精神保健福祉センターにおいて認知行動療法を用いた治療・回復プログラムを行う。	0.0	105.4
42	厚生労働省	アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（厚生労働科学研究費補助金）	アルコール依存症の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などを行う。	-	-
5 アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等					
4	法務省	アルコール依存回復プログラム実施経費	刑事施設において、受刑者に対して、自己の飲酒の問題性を理解させ、その改善を図るとともに、再飲酒しないための具体的な方法を習得させるため、交通安全指導及び一般改善指導としてアルコール依存回復プログラムを実施する。	8.0	7.9
43	警察庁	飲酒運転違反者に対する停止処分者講習（飲酒学級）、飲酒取消講習の実施	各都道府県警察において、飲酒運転違反者に対する飲酒行動改善のための講習を行っている。	-	-
44	国土交通省	事業用自動車総合安全プラン2009	<ul style="list-style-type: none"> ・点呼時におけるアルコール検知器の使用義務付け ・アルコールに関する専門的教育の実施 ・飲酒運転に対する行政処分基準の強化 等 	-	-

ページ		府省庁名	施策・事業	内容	平成26年度 予算額	平成27年度 概算要求額
6 相談支援等						
28	(再掲)	厚生労働省	健康増進事業費補助金	壮年期からの健康づくりと生活習慣病の予防と早期発見、早期治療を図るため、市町村が行う健康教育、健康相談、健康診査等の事業に対し、国庫補助を行う。	(-)	(-)
-		厚生労働省	依存症家族対策支援事業費	依存症者の家族に対する心理教育プログラム(CRAFT等)を実施することにより、本人の問題行動に巻き込まれ消耗した家族へのケア等を行う。	0.0	12.4
41		厚生労働省	地域依存症対策支援事業	「家族支援員」を設置し、依存症者の家族に対し、正しい知識や依存症者への対処方法を身につけさせるとともに、これまで実施したモデル事業の特に効果的な事例を検証することにより、依存症者及びその家族等に対する支援の充実を図る。	19.8	0.0
42	(再掲)	厚生労働省	アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（厚生労働科学研究費補助金）	アルコール依存症の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などを行う。	-	-
7 社会復帰の支援						
42	(再掲)	厚生労働省	アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（厚生労働科学研究費補助金）	アルコール依存症の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などを行う。	-	-
8 民間団体の活動に対する支援						
39		厚生労働省	依存症回復施設職員研修等事業	依存症回復施設職員等に対して、依存症に関する医学的知識や利用可能な社会資源に関する研修を行い、依存症への対応力を一層強化する。	6.7	19.5

ページ		府省庁名	施策・事業	内容	平成26年度 予算額	平成27年度 概算要求額
9 人材の確保等						
39	(再掲)	厚生労働省	依存症回復施設職員研修等事業	依存症回復施設職員等に対して、依存症に関する医学的知識や利用可能な社会資源に関する研修を行い、依存症への対応力を一層強化する。	(6.7)	(19.5)
10 調査研究の推進等						
35		厚生労働省	循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究経費	生活習慣病の予防から診断、治療に至るまでの研究を体系的に実施する中で、糖尿病や脳卒中、急性心筋梗塞等の循環器疾患などの予防、診断、治療に関する研究を重点的に推進し、飲酒も含めた今後の対策の推進に必要なエビデンスを収集する。	—	—
42	(再掲)	厚生労働省	アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究（厚生労働科学研究費補助金）	アルコール依存症の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成などを行う。	—	—
42		厚生労働省	WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究（厚生労働科学研究費補助金）	わが国の成人の飲酒行動および関連する保健行動、要因についての実態および課題を明らかにし、対策を提言する。	—	—

ページ		府省庁名	施策・事業	内容	平成26年度 予算額	平成27年度 概算要求額
	11 その他 (上記の項目に該当しないが、アルコール健康障害対策に資するもの)					
—		内閣府	アルコール健康障害対策関係者会議開催経費	アルコール健康障害対策推進基本計画の策定等のため、アルコール健康障害に関する有識者及び当事者又はその家族等の代表から構成されるアルコール健康障害対策関係者会議を運営する。	7.5	7.4
43		警察庁	「飲酒運転を許さない社会環境づくり」の取組	各都道府県警察において、関係機関団体と連携し、飲酒運転の危険性や飲酒運転による交通事故の実態についての広報啓発活動や交通安全教育を推進している。	—	—
43		警察庁	道路交通法に基づく飲酒運転取締り	各都道府県警察において、飲酒運転等違反者の取締りを推進している。	—	—

注1：本表は、アルコール健康障害対策基本法における基本的施策等に基づき、関係府省庁の施策及び予算額・概算要求額を計上している。

注2：本表では、十万円未満を四捨五入の上、百万円単位（小数点第1位まで）で表記している。

注3：アルコール関連の額を特定できない、予算を伴わない施策・事業については、「—」と表示している。